

## 銚子市行財政改革市民委員会について（概要）

### 1 市民委員会の設置目的

行財政改革を推進するためには、市の行政サービスの必要性とあり方を根本から考え直す必要があり、市民の理解・協力が不可欠である。第7次銚子市行財政改革大綱の進行管理を行っていく上で、市民と行政の意識の共有と行財政改革の着実な推進を図るため、市民による議論の場として市民委員会を設置することにした。

### 2 市民委員会の設置形式

- (1) 定数は20人程度
- (2) 無報酬のボランティア（非公務員）
- (3) 委員の最初の任期は2年（再任可）、以降1年ごとに再任可
- (4) 部会を4つ設置、部会の定数は各5人程度

### 3 委員の選任方法

#### (1) 委員候補者（50人程度）を募集（H29年9月20日）

- ア 事業仕分け（H25～27）の市民判定人の経験者（272人）に参加の呼びかけ
- イ 市の呼びかけに対し72人が委員候補者として参加の意向

#### (2) 事前研修の実施（H30年1月中旬）

- ア 委員候補者全員に対し、事前研修（2時間程度）を実施
- イ 講師は、行財政改革審議会の委員及び財政課職員を想定

#### (3) 委員の選考

- ア 事前研修の受講者に対し、委員就任の希望確認（希望部会の確認）
- イ 委員就任希望者が20人を大きく超える場合は、選考を実施

### 4 市民委員会の運営方法

- (1) 委員は4つの部会のいずれかに属し、所管する実施計画シートの進捗状況について議論
- (2) 部会ごとに活動し、全体会は原則開催しない。
- (3) 一般の傍聴を認める（報道機関による撮影等は、会議冒頭に限定）。
- (4) 土曜日及び日曜日を含めて開催日を調整
- (5) 行財政改革審議会の委員がコーディネーターとして参加し、部会を進行
- (6) 部会で出された意見及び議論の概要は、事務局がまとめて、行財政改革審議会に報告

#### 4 部会の構成

実施計画シートの所管課の部別に分担

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 政策企画部 25、消防本部 1        | 26 シート |
| (2) 総務市民部 31               | 31 シート |
| (3) 健康福祉部 19、教育部 12        | 31 シート |
| (4) 産業観光部 7、都市環境部 11、水道課 7 | 25 シート |

計 113 シート

(うち 2 シート重複)

#### 5 スケジュール

時期	項目	内容等
平成29年9月13日	設置要綱制定	
9月20日～10月6日	委員候補者の募集	
11月15日	行財政改革審議会	行財政改革の推進状況
平成30年1月中旬	事前研修	
2月上旬	委員選考手続	選考方法については今後検討 委員20人程度を選任
2月下旬	委員選任通知	所管実施計画シートの送付
7月上旬	各課へ大綱の進捗状況のヒアリングを実施（財政課）	平成29年度分
7月下旬	実施計画シートの事前説明	市から市民委員会へ説明
8月上旬～8月下旬	市民委員会の開催	各部会を開催
10月上旬	行財政改革審議会	平成29年度の進捗状況

## 銚子市行財政改革市民委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市の行財政改革を推進するため、市民による議論の場として、銚子市行財政改革市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市の行財政改革の進捗状況について議論すること。
- (2) その他市の行財政改革の推進に関し意見を述べること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。

- 2 市長は、委員の構成が特定の地域、年齢、職業等に偏らないように候補者を定めて参加を促すとともに、公正な方法により委員を選出するものとする。

### (委員)

第4条 委員の報酬は、支給しない。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員のため新たに選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期を満了した委員は、引き続き委員となることができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「1年」とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議には、銚子市行財政改革審議会の委員が参加するものとする。

- 2 委員会の会議は、市長が招集し、銚子市行財政改革審議会の委員が会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、次条に規定する部会の会議をもって代えることができる。

### (部会)

第6条 行財政改革の進捗状況について専門的に議論をするため、委員会に次の各号に掲げる部会を置き、その所掌範囲は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第一部会 政策企画部及び消防本部の所掌に関する事項
- (2) 第二部会 総務市民部の所掌に関する事項
- (3) 第三部会 健康福祉部及び教育部の所掌に関する事項
- (4) 第四部会 産業観光部、都市環境部及び水道課の所掌に関する事項

- 2 部会は、委員5人程度で組織する。
- 3 委員は、いずれかの部会に属するものとし、部会の構成は市長が定める。
- 4 前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画部財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。